

第 6 2 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 6 年 1 2 月 1 8 日 (木 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 1 2 月 1 8 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

- | | | |
|-------|----------|------------------------------|
| 日程第 1 | 第 128号議案 | 宍粟市いじめ防止対策推進条例の制定について |
| 日程第 2 | 第 129号議案 | 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 第 130号議案 | 社会福祉法人に関する事務の委託の廃止について |
| 日程第 4 | 第 131号議案 | 新市建設計画の変更について |
| 日程第 5 | 第 132号議案 | 平成26年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について |
| 日程第 6 | 第 133号議案 | 市道路線の認定について |
| 日程第 7 | 第 134号議案 | 平成26年度宍粟市一般会計補正予算(第5号) |
| | 第 135号議案 | 平成26年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第3号) |
| | 第 136号議案 | 平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 8 | 第 138号議案 | 宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 所管事務等調査 | について |

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|----------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 第 128号議案 | 宍粟市いじめ防止対策推進条例の制定について |
| 日程第 2 | 第 129号議案 | 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 第 130号議案 | 社会福祉法人に関する事務の委託の廃止について |
| 日程第 4 | 第 131号議案 | 新市建設計画の変更について |
| 日程第 5 | 第 132号議案 | 平成26年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施について |
| 日程第 6 | 第 133号議案 | 市道路線の認定について |

- 日程第 7 第 134号議案 平成26年度穴粟市一般会計補正予算（第5号）
 第 135号議案 平成26年度穴粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
 第 136号議案 平成26年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 第 138号議案 穴粟市福祉医療費助成条例の一部改正について
- 日程第 9 所管事務等調査について

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（18名）

1 番 鈴 木 浩 之 議員	2 番 稲 田 常 実 議員
3 番 小 林 健 志 議員	4 番 伊 藤 一 郎 議員
5 番 飯 田 吉 則 議員	6 番 大 畑 利 明 議員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議員	8 番 西 本 諭 議員
9 番 秋 田 裕 三 議員	10 番 藤 原 正 憲 議員
11 番 東 豊 俊 議員	12 番 福 嶋 齊 議員
13 番 岡 前 治 生 議員	14 番 山 下 由 美 議員
15 番 林 克 治 議員	16 番 実 友 勉 議員
17 番 高 山 政 信 議員	18 番 岸 本 義 明 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	副 市 長 清 水 弘 和 君
教 育 長 西 岡 章 寿 君	参事兼企画総務部長 高 橋 幹 雄 君
会 計 管 理 者 西 川 龍 君	一宮市民局長 落 岩 一 生 君
波賀市民局長 大 島 照 雄 君	千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君
まちづくり推進部長 中 岸 芳 和 君	市民生活部長 船 引 英 示 君

健康福祉部長 浅田雅昭君

農業委員会事務局長 前田正明君

教育委員会教育部長 岡崎悦也君

産業部長 西山大作君

建設部長 前川計雄君

総合病院事務部長 広本栄三君

(午前 9時30分 開議)

議長(岸本義明君) 皆様、おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、本日市長から、議案1件が提出されております。

これで報告は終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第128号議案

議長(岸本義明君) 日程第1、第128号議案、宍粟市いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長(秋田裕三君) 12月3日に審査付託のありました、第128号議案、宍粟市いじめ防止対策推進条例の制定については、12月10日に第15回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第128号議案、宍粟市いじめ防止対策推進条例の制定については、いじめ防止対策推進法が制定されたことを受け、いじめ問題の克服に向けた施策や活動を総合的に展開していくため、今回、条例を制定するものであります。

審査過程において、幼児教育の対象者が含まれていないことや、職員研修の充実などの意見が出ましたが、本条例が市民総がかりで、いじめ問題の克服に向けた施策や活動を効果的に展開する上で有用であると考えられますので、審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長(岸本義明君) 委員長報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑であります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了いたします。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第128号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第128号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第129号議案

議長(岸本義明君) 日程第2、第129号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 平成26年12月3日に審査付託のありました、第129号議案、宍粟市国民健康保険条例の改正については、12月8日に第13回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第129号議案の主な内容は、出産育児一時金につきましては、現在、産科医療補償制度掛金3万円を含め42万円が支給されておりますが、平成26年7月の厚生労働省社会保障審議会医療保険部会において、掛金が1万6,000円に引き下げられたことと、現行の支給額42万円を維持する方針が決定されたことにより、健康保険法施行令が改正され、平成27年1月1日から施行されることとなりました。それに伴い、国民健康保険条例を改正するもので、出産育児一時金の基本額が39万円から4万4,000円に引き上げられるものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議長(岸本義明君) 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第129号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第129号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第130号議案

議長(岸本義明君) 日程第3、第130号議案、社会福祉法人に関する事務の委託の廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、民生生活常任委員会に審査を付託していたものであります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、4番、伊藤一郎議員。

民生生活常任委員長(伊藤一郎君) 平成26年12月3日に審査付託のありました、第130号議案、社会福祉法人に関する事務の委託の廃止については、12月8日に、第13回民生生活常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

社会福祉法人の認可や指導監査等については、社会福祉法が改正され、平成25年4月1日から県から市に権限が移譲されました。宍粟市では、指導監査体制の確保等に一定期間を要することなどから、県に事務の委託を行ってききましたが、平成27年4月1日からは市が所轄することになりましたので、事務の委託を廃止するものです。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議長（岸本義明君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了いたします。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第130号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第130号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第131号議案

議長（岸本義明君） 日程第4、第131号議案、新市建設計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、9番、秋田裕三議員。

総務文教常任委員長（秋田裕三君） 12月3日に審査付託のありました、第131号議案、新市建設計画の変更については、12月10日に第15回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により御報告を申し上げます。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第131号議案、新市建設計画の変更については、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が、平成24年

6月に施行され、合併特例債の期間が延長されたことにより、新市建設計画の計画期間「合併後概ね10年間」とあったものを「合併後16年間」に変更するとともに、財政計画も平成32年度まで延長するものであります。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（岸本義明君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了いたします。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第131号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第131号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第132号議案

議長（岸本義明君） 日程第5、第132号議案、平成26年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成26年12月3日に付託のありました、第132号議案、平成26年度農作物共済事業に係る無事戻しの実施については、12月9日に第12回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第132号議案は、農業災害補償法及び同法施行規則に基づく、農業共済条例の規定により、平成23年度から平成25年度まで3年間連続加入し、被害がない、あるいは被害の少なかった農家に対し、負担した掛金の2分の1を限度として、無事戻し金を交付するものでございます。

今回の対象は、水稻共済で861件、105万2,100円、麦共済で3件、2万184円でございます。

審査の結果、第132号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了いたします。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第132号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第132号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第133号議案

議長（岸本義明君） 日程第6、第133号議案、市道路線の認定についてを議題といたします。

本議案は、去る12月3日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、16番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成26年12月3日に付託のありました、第

133号議案、市道路線の認定については、12月9日に第12回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、現地踏査も行い、慎重に審査を行いました。

第133号議案は、道路認定基準要綱に定める基準に基づいて、市道の認定をするものでございまして、今回認定する3路線は、いずれも道路勾配が急な箇所や民家等の関係で現道の拡幅が困難な路線でバイパス工事を実施しており、その完了に伴い、新たに市道として認定するものでございます。

審査の結果、第133号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

以上です。

議長（岸本義明君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了いたします。

これより、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第133号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第133号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第134号議案～第136号議案

議長（岸本義明君） 日程第7、第134号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）から、第136号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）までの3議案を一括議題といたします。

本3議案は、去る12月3日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、11番、東 豊俊議員。

予算決算常任委員長（東 豊俊君）平成26年12月3日に付託のありました、第134号議案、平成26年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）から、第136号議案、平成26年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第3号）までの補正予算3議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

付託当日に委員会を開催し、本3議案については、運営要綱の規定によりまして、三つの分科会で所管部分を担当して詳細審査を行うことに決定しました。

各分科会の審査終了後、12月15日に全体の委員会を開催し、それぞれ分科会の審査報告を受け審査をいたしました。

分科会では、関係職員に説明を求め、審査を行い、次のとおりの報告がありました。

総務文教分科会が審査した第134号議案の関係部分については、総務費で、療養・休業補償費、防犯カメラ設置補助金やコミュニティ施設改修負担金等の追加、消防費では、避難所用の電話機の購入費用、教育費では、スクールバスの購入費の減額を行う一方で、家原遺跡公園整備の継続事業として中世建物の復元工事費の計上、スポニックパーク一宮の受水槽の修繕工事等の追加を行っております。

なお、家原遺跡公園復元事業については、工期が平成26年では不足することから、繰越明許費を計上しています。

民生生活分科会が審査した第134号議案の関係部分については、債務負担行為の補正について、水力発電事業性評価調査業務委託の調査箇所を1カ所増やしたことにより、限度額を250万円から600万円に変更するものと、一般廃棄物収集運搬業務委託を、平成27年から平成29年までの3年間で5億5,313万1,000円追加するものです。

次に、歳出についての主なものは、民生費では、千種のふれあいサロン関連の修繕、調理器具購入の負担金の増額や不妊治療費の申請件数増加による扶助費の増額などです。衛生費では、ごみ袋の原材料高騰により予定数に不足を生じるための増額です。

第135号議案につきましては、病院会計の収支状況から一時借入金の限度額を1億円増額し5億円にすること、看護師の宿舍借り上げ料として、現在入居している2名と3月からの入居見込みの5名分の費用を増額すること、現在貸し付けている看護師奨学金に返納が生じたことによる貸付金の精査によるものであります。

産業建設分科会が審査した第134号議案の関係部分については、産業部では、県の治山事業が来年度にずれ込むため、随伴して市が施工する流末水路整備に係る費用を減額するもの、また、8月に発生した林道災害復旧費の計上等であります。建設部の関係では、かわまちづくり事業に関連する公園等へのアクセス道路拡幅整備のための用地買収・物件補償費用の計上、本多公園駐車場舗装工事費の計上、老朽化した夢公園の藤棚の修繕料の計上等であります。

第136号議案は、家畜共済において、和牛、乳牛の死亡・廃棄が多く発生したため、歳入で死廃保険金、歳出で家畜共済金を増額補正するものでございます。

全体会で、以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行い、採決しました結果、第134号、135号議案、136号議案の補正予算3議案については、全て全会一致で原案を可決するものと決しました。

以上、報告をいたします。

議長（岸本義明君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑は省略して討論を行います。本3議案に関しましては、発言通告が出ておりませんので、これで討論を終了いたします。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第134号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第134号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第134号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第135号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第135号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第135号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第136号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第136号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第136号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

日程第8 第138号議案

議長(岸本義明君) 日程第8、第138号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

市長(福元晶三君) 第138号議案、宍粟市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

福祉医療費の支給対象者につきましては、支給要件として所得の制限を設けており、その所得については地方税法を準用しております。

このたび、地方税法の一部改正により同法附則第5条の4の2第4項が新設され、平成27年1月1日から施行されます。この改正に伴い、福祉医療の該当箇所である条文にずれが生じたため、改正するものであります。

内容を御審議の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております第138号議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第138号議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。本議案に関しましては、発言通告が出ておりません。

ので、これで討論を終了いたします。

続いて採決を行います。

第138号議案を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第138号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9 所管事務等調査

議長(岸本義明君) 日程第9、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件の審議は、全て終了いたしましたので、閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

よって、第62回宍粟市議会定例会は、これをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして、御苦労さまでございました。

第62回宍粟市議会12月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

今期定例会には、いじめ防止対策推進に関する条例制定、また、認定こども園及び図書館新築請負契約の認定など、重要な議案が提案され、慎重な審議を経た結果、可決されました。

国におきましては、4日前に衆議院選挙が行われました。その結果につきましては、皆様それぞれのお立場でいろんな思いがあるかと思いますが、私たちとしま

しては、国民の意思をあらわしたその結果をきちんと受けとめた上で、今、国がやっております国の地方創生の予算の大枠も今日の新聞に出ておりましたが、そういう動きにどう対応していくのか、10年、20年先の宍粟市のために、今何をすべきか、的確な判断と迅速な対応が求められているのではないかと思います。

平成26年もあと残すところわずかとなりました。心ははや新年に向かっておりますが、さまざまな課題を抱える中、新しい年には議会として、いつも申し上げますが、前向きで建設的、夢のある提言をすることによりまして、人と自然が輝くみんなでつくる夢のまちの実現に向けた真剣な取り組みを展開したいものであります。

この定例会に寄せられました議員の皆様の熱意と、市長をはじめ市当局の皆様のご真摯な姿勢に感謝を申し上げ、閉会の言葉といたします。

ありがとうございました。

市長（福元晶三君） 第62回宍粟市議会12月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

日ごとに寒さも増し、今年もいよいよ残すところ10日余りとなってまいりました。

去る12月3日に開会をいたしました第62回宍粟市議会定例会は、岸本議長、高山副議長をはじめ、議員各位の御精励により、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。

さて、今年度は、山崎西小学校の開校、子どもと高齢者等のスポーツ施設の無料化、空き家対策条例の施行、水道料金の統一などをはじめ、さまざまな施策を進めてまいりました。

また、大河ドラマ「軍師官兵衛」の放送とあわせて、「官兵衛飛躍の地、宍粟」としてさまざまイベントを展開するとともに、姫路みゆき通りにふるさと宍粟PR館のオープンや新たに観光大使を任命するなど、対外的な情報発信を積極的に進めてまいりました。

さらに、当市と姉妹都市を結んでおりますアメリカ合衆国スクイム市から市長が訪問されるとともに、難読地名により交流が深まっていきました千葉県匝瑳市より市長に訪問いただき、災害応援協定を締結をさせていただきました。

宍粟市がスタートして10年を経て、多くの懸案事項を整理し、まだまだ課題はありますが、ようやく次の一歩に向けて足元が固まり始めてきたことを実感しているところでございます。

先日行われました衆議院総選挙では、安倍内閣によりこれまで進められてきた政策が信任されたと、そういう結果となりました。いよいよ地方創生の取り組みが本

格的に動き始めることとなります。

宍粟市におきましても人口減少が進む現状において、将来を見据えた力強い自治体をつくるために、大きな一歩を踏み出すときがやってまいりました。

来年は、いよいよ宍粟市が発足して10年となりますが、折しも池田輝澄が宍粟に入封し宍粟藩が立藩して400年、さらに播磨国風土記が編さんされて1300年という節目の年を迎えることとなります。

今後、さらに市民の皆様と議論を深め、宍粟市が生き残っていくために、将来の宍粟市のあるべき姿を描いてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をなおお願い申し上げたいと、このように思います。

これからますます寒さが厳しくなっております。また、年末を控え何かと御多忙と思いますが、皆様方には御家族お揃いですばらしい新年をお迎えになりますよう、心から御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

(午前10時06分 閉会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 岸 本 義 明

宍粟市議会議員 小 林 健 志

宍粟市議会議員 伊 藤 一 郎